

資料 1

第 2 回ワーキングチーム及びベンダー分科会の振り返り

1. 第二回ワーキングチーム及びベンダー分科会 全体概要

10月27日に第二回ワーキングチーム、11月4日に第二回ベンダー分科会を開催し、事前に構成員より収集したご意見に基づく論点に沿って、業務及び機能帳票要件に対する論点について討議しました

第二回ワーキングチーム（10月27日）及び第二回ベンダー分科会（11月4日）議事次第と主たる討議事項

（1）標準仕様書改版に向けた取り組み方針

- ✓ 標準仕様書改版に向けた進め方
 - －令和4年度全体スケジュール
 - －標準仕様書改版に向けた検討ステップ
- ✓ 標準仕様書改版に向けた論点確認
 - －検討テーマ整理
 - －改版に向けた論点（案）と議論のポイント
 - －ワーキングチーム及びベンダー分科会における討議事項（案）

（2）業務及び機能要件に対する論点討議

- ✓ 論点討議（各論点における討議結果は次頁参照）
 - ①各種業務及び機能要件に関する記載最適化
 - ②各種一覧の標準仕様書の取り扱い及び要件化範囲
 - ③計算・判定を行う機能における要件の記載方針
 - ④事務処理基準に基づき受付処理簿に記載する項目のシステム化範囲
 - ⑤各種処理条件に関する記載の標準仕様書上の取り扱い及び要件化範囲

（3）その他

—

2. 第二回ワーキングチーム及びベンダー分科会におけるご意見及び決定事項

第二回ワーキングチームにて、業務及び機能・帳票要件について自治体の皆様に討議いただきました。

また、当該討議結果について、第二回ベンダー分科会にて事業者を確認いただきました。

区分	内容	ワーキングチーム②	ベンダー分科会②	
討議事項	論点①	✓ 各種業務及び機能要件に関する記載最適化 － 資格異動（種別変更）	事務局案のとおりとする	左記に異議なし
		✓ 各種業務及び機能要件に関する記載最適化 － 資格異動（海外転出）	自動処理対応はしない	機能要否を要検討 ※自動処理の実績あり
		✓ 各種業務及び機能要件に関する記載最適化 － 年金生活者支援給付金	「特定時点」の情報を取得できるよう定義。 データ保持無。	データ保持を希望、 遡求時処理・住基側の連携仕様を要確認
	論点②	✓ 各種一覧の標準仕様書の取り扱い及び要件化範囲	事務局案のとおりとする	EUC機能にて実現は可能だが、連携に関する記載を要精査
	論点③	✓ 計算・判定を行う機能における要件の記載方針	事務局案のとおりとする	左記に異議なし
	論点④	✓ 事務処理基準に基づき受付処理簿に記載する項目のシステム化範囲	討議未了 (事後照会にて確認)	自治体意見を踏まえ整理 ※自治体により仕様に差異
論点⑤	✓ 各種処理条件に関する記載の標準仕様書上の取り扱い及び要件化範囲	要件追加の必要性を精査すること	事業者として特段の要望無し	

(補足)第二回ワーキングチーム／ベンダー分科会

討議　－機能帳票要件一覧－

討議事項各論 – 資格異動（種別変更） –

種別変更に関する要件の記載位置や事務レベルに関するご意見を踏まえ、標準仕様書の記載について討議をお願いします。

主なご意見（ご要望）	討議事項（論点）
<ul style="list-style-type: none"> 要件記載位置の修正（「第1号→第3号への種別変更に係る登録」等） 種別変更（第1号→第3号/第3号→第1号）要件の事務レベル2の整理 	<ul style="list-style-type: none"> ● 種別変更や取得及び喪失に関する考え方及び標準仕様書上の記載の整理（確認） <ul style="list-style-type: none"> ✓ 「種別変更」「資格喪失及び資格取得」いずれか <ul style="list-style-type: none"> – 第1号から第3号 – 第3号から第1号

該当する機能（標準仕様書1.0版）

No.	大	中	機能要件	区分
109	資格異動	1.2種別変更	種別変更（第1号取得）に係る受付処理簿を作成できること	実装すべき機能
110			被保険者の資格に係る種別変更（第3号→第1号の変更等）の登録・修正・削除・照会ができること 【管理項目】基礎年金番号、被保険者の種別の変更があった年月日、種別及びその理由、受付年月日、電子媒体収録有無、報告対象有無区分、日本年金機構への報告年月日	実装すべき機能
111			被保険者の資格に係る種別変更（第3号→第1号の変更等）の登録・修正・削除・照会ができること 【管理項目】受付番号、本人確認書類が提出された旨、返付年月日（届書に不備等があった場合）、再受付年月日（不備訂正後の再提出があった場合）、却下通知年月日（再審査要の場合）、日本年金機構への報告年月日および返戻年月日	実装しなくてもよい機能
146		1.6資格喪失（その他）	第1号→第3号への種別変更（第1号資格喪失扱い）に係る登録・修正・削除・照会ができること 【管理項目】基礎年金番号、被保険者の種別の変更があった年月日、種別及びその理由、受付年月日、電子媒体収録有無、報告対象有無区分	実装すべき機能
147			第1号→第3号への種別変更に係る登録・修正・削除・照会ができること 【管理項目】受付番号、本人確認書類が提出された旨、返付年月日（届書に不備等があった場合）、再受付年月日（不備訂正後の再提出があった場合）、却下通知年月日（再審査要の場合）、日本年金機構への報告年月日および返戻年月日	実装しなくてもよい機能

現状／改版対応方針

（現状）

- ✓ 「第3号から第1号」は種別変更として記載
- ✓ 「第1号から第3号」は資格喪失として記載
（自治体では第3号取得後は管理対象外）

【改版に向けた対応】（事務局案）

- ✓ 「種別変更（第1号取得）」は「種別変更」とする
- ✓ 「第1号→第3号への種別変更（第1号資格喪失扱い）」は「資格喪失」とする。そのうえで、機能・帳票要件一覧の「要件の考え方・理由」にて補足する

（「要件の考え方・理由」の追記イメージ）

109	第3号→第1号の種別変更である。自治体からわかりやすく表現するよう意見があったため、（第1号取得）と表現を補足した。
146	第1号→第3号への種別変更は1号資格喪失として扱うという意見があったことから（第1号資格喪失扱い）という表現を補った。また管理項目は資格喪失の年月日としている。

討議事項各論 – 資格異動（海外転出） –

海外転出時の資格喪失処理に関するご意見を踏まえ、システム上の取り扱いについて討議をお願いします。

主なご意見（ご要望）	討議事項（論点）
<ul style="list-style-type: none"> 住基法上の転出届（国外）があったときは国民年金の資格喪失の届出があったものとみなすための要件の追加 	<ul style="list-style-type: none"> ● 海外転出に伴う「第1号被保険者」「任意加入被保険者」資格の取り扱い（確認） <ul style="list-style-type: none"> ✓ 実業務及び法令上の取り扱いを踏まえ、標準仕様書上ではどのような取り扱いとするか <ul style="list-style-type: none"> – 住民記録システム連携により自動喪失処理 – 住民から届出を確認し、個別に喪失処理

該当する機能（標準仕様書1.0版）

No.	大	中	機能要件	区分
120	資格異動	1.3資格喪失（死亡）	該当者に対して 住民記録システムの異動（死亡）に伴い自動で喪失処理が行えること 【管理項目】基礎年金番号、資格喪失年月日（死亡日の翌日）、理由	実装すべき機能
126		1.4資格喪失（海外転出）	資格喪失（海外転出）に係る受付処理簿を作成できること	実装すべき機能
127			喪失に係る登録・修正・削除・照会ができること【管理項目】基礎年金番号、資格喪失の年月日及びその理由、受付年月日、異動の種類（出国）、電子媒体収録有無、報告対象有無区分	実装すべき機能
128			喪失に係る登録・修正・削除・照会ができること【管理項目】返付年月日	実装しなくてもよい機能
129			該当者に対し、一括で喪失に係る異動を行えること【管理項目】基礎年金番号、資格喪失の年月日及びその理由、受付年月日	実装しなくてもよい機能
130			資格喪失（海外転出）に係る履歴の修正・削除・照会ができること【管理項目】基礎年金番号、資格喪失の年月日及びその理由、受付年月日、電子媒体収録有無、報告対象有無区分	実装すべき機能

現状／改版対応方針

（現状）

- ✓ 「死亡」は自動で喪失処理を実施
- ✓ 「海外転出」は自動処理していない
- ✓ 法令上は「転出届に付記がある場合、資格喪失届があった」ものとみなされる

【改版に向けた対応】（事務局案）

- ✓ 「第1号被保険者」「任意加入被保険者」の場合、海外転出に伴い、自動で資格喪失処理を行う
※転居届に付記があることが確認・連携される前提

（変更イメージ）

New	1.4資格喪失（海外転出）	該当者に対して 住民記録システムの異動（海外転出）に伴い自動で喪失処理が行えること 【管理項目】基礎年金番号、資格喪失年月日（海外転出日の翌日）、理由
-----	---------------	--

討議事項各論 ー 年金生活者支援給付金 ー

年金生活者支援給付金に関し、住民基本台帳情報の基準日時点でのデータ保持の要否について討議をお願いします。

主なご意見（ご要望）	討議事項（論点）
<ul style="list-style-type: none"> 年金生活者支援給付金の所得情報等提供依頼データ（70通知）における調査時点は当該年度の4月1日住民基本台帳情報が基準日となっているため、基準日時点のデータ保持が必要ではないかと考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 国民年金システムにて保持するデータ範囲の考え方（確認） <ul style="list-style-type: none"> ✓ 基準日時点での住民基本台帳情報を何らかの形（連携、住民記録システム等）で取得可能か ✓ 上記が可能であれば、国民年金システムとして基準日時点でのデータ保持は不要とできるか

該当する機能（標準仕様書1.0版）

No.	大	中	機能要件	区分
69	共通	0.7連携	住民記録システムとの連携を行い、住民記録システムの住民情報について、 リアルタイムで取得 できること 【連携項目】 個人番号、宛名番号、基礎年金番号、生年月日、氏名（漢字・カナ・アルファベット）、性別、郵便番号、住所、国籍、外国人通称名、個人票、旧氏・通称、世帯番号、支援対象者情報、世帯主、続柄、住民記録における異動履歴、留意事項・備考、メモ、転入前住所、消除年月日、消除理由	実装すべき機能
362	情報提供・その他	6.3所得情報提供（年金生活者支援給付金）	日本年金機構に提供する世帯員を特定し、受給者、世帯員の所得情報を取り込めること ※ 世帯員は、当該年度の4月1日時点の世帯員とできること。	実装すべき機能

現状／改版対応方針

（現状）

- ✓ 4月1日時点の情報で情報提供する旨は記載
- ✓ 住民記録システムとのリアルタイム連携は、基準日時点の情報を取得する要件は明記していない
（ファイルあるいはオフライン等により連携となる）

【改版に向けた対応】（事務局案）

- ✓ 「基準日」時点での住民基本台帳情報を住民記録システムより取得できる旨の要件を追記（リアルタイム連携とはしない）
（追記イメージ）

0.7 連携	住民記録システムとの連携を行い、基準日時点の住民記録システムの住民情報について、バッチ（一括送信）にて取得できること	必須
-----------	--	----

- ✓ 国民年金システムでのデータ保持は要件としない
※住民記録システムにて都度確認できれば保持不要

論点②：各種一覧の標準仕様書の取り扱い及び要件化範囲

各種一覧に対するご意見を踏まえ、機能帳票要件一覧上の記載方針について討議をお願いします。

主なご意見（ご要望）	討議事項（論点）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民記録システムの異動に係る情報について、条件に基づく情報の検索及び検索結果一覧の出力を可能とする要件の追加（氏名変更を行った被保険者／再転入で作成された新規の宛名番号に年金情報が移管された被保険者等） ・ 課税世帯から非課税世帯へ変更された被保険者の抽出を可能とする要件の追加 ・ 他市課税者情報の一覧を出力可能とする要件の追加 ・ 行政区別の申請者情報の一覧を作成可能とする要件の追加 	<ul style="list-style-type: none"> ● （他領域の標準化システムではなく）国民年金システムにて出力すべき一覧の考え方（確認） <ul style="list-style-type: none"> ✓ 連携を受け国民年金システムで保持したデータを基に出力するか、あるいは他システムから出力するか ✓ 「行政区別の」は「指定都市向け」として追記するか、その他類似する機能で追記が必要な要件はないか

標準仕様書（1.0版）における各種一覧に関する記載例（ご意見関連）

区分	大項目	中項目	No.	機能要件	実装区分
住民記録システム関連	共通	0.2照会・編集	9	被保険者の住民記録システム上の現世帯構成員が照会可能であり、世帯構成員一覧と世帯構成員個人に係る情報を相互に参照できること	実装すべき機能
	共通	0.7連携	73	住民記録システムの異動に係る情報を一覧で確認できること	実装すべき機能
	資格異動	1.3資格喪失（死亡）	125	住民記録システムの異動情報、死亡者情報、指定した異動事由で抽出された異動情報、報告を必要としない異動情報、被保険者情報について、一覧で確認できること	実装してもなくてもよい機能
税関連	共通	0.7連携	76	対象者の課税情報を一覧で確認できること	実装してもなくてもよい機能
	免除	2.1免除・納付猶予申請書受理・審査	189	所得情報について、未申告・無申告・他市町村課税の判断を行い、それを確認できること	実装すべき機能
申請者	情報提供・その他	6.8申請書受理	388	申請者情報、再交付情報を一覧で確認できること	実装してもなくてもよい機能

現状／改版対応方針

（現状）

- ✓ 原則、一覧（内部帳票）はEUC機能を利用
- ✓ 一部は、機能要件に記載あり
- ✓ 指定都市向け要件は「備考」に注記

【改版に向けた対応】（事務局案）

- ✓ **反映見送り**（必要な場合は他事務システムから出力）
 - ・ 「指定された条件」で住民記録システムの異動に係る被保険者の情報の一覧
 - ・ 税世帯から非課税世帯へ変更された被保険者の一覧
 - ・ 他市課税者である被保険者情報の一覧
- ✓ **要件追加**
 - ・ 「行政区別」の一覧 ※指定都市向け

（追記イメージ）

New	行政区別に申請者情報、再交付情報を一覧で確認できること	オプション	指定都市向け
-----	-----------------------------	-------	--------

論点③：計算・判定を行う機能における要件の記載方針

各種給付金の所得限度額や加算額、単価に関するご意見を踏まえ、計算や判定に関する機能の記載について討議します。

主なご意見（ご要望）	討議事項（論点）
<ul style="list-style-type: none"> 制度変更を見据え、「年金生活者支援給付金の所得限度額と扶養親族数による加算額、老人扶養数による加算額、特定扶養数による加算額の単価」及び「計算式」の書き換えを可能とするように要件を修正する。（所得限度額等の「単価」に関する定義はされているが、「計算式」に関する定義がないため。） 	<ul style="list-style-type: none"> 各種計算や判定を行う機能における要件の記載方針（確認） <ul style="list-style-type: none"> ✓ 「計算式」や「係数」に関する機能について、<u>ユーザー側で管理可能とする</u>か

関連する機能

事務レベル	機能概要	要件種別
共通	17 受給金額計算用の各種単価情報を登録・修正・削除・照会できること ※基礎単価、付加単価、加算単価、物価スライド（旧法に基づく受給額資産の場合のみ利用）	実装しない
	41 年金生活者支援給付金に係る参考情報として判定する、事務区分毎の所得限度額の登録・修正・削除・照会ができること。なお、所得限度額は年度ごとに管理できること ※日本年金機構に対する所得情報提供の所得について、年金生活者支援給付金の限度内であるかを自治体内で判定することを目的に、各給付金の所得限度額と扶養親族数による加算額、老人扶養数による加算額、特定扶養数による加算額の単価を管理	実装してもよい機能
	42 老齢福祉年金に係る参考情報として判定する、年金種別毎の所得限度額の登録・修正・削除・照会ができること。なお、所得限度額は年度ごとに管理できること	実装してもよい機能
	43 老齢福祉年金に係る参考情報として判定する、障害・扶養関係の控除額の登録・修正・削除・照会ができること。なお、障害・扶養関係の控除額は年度ごとに管理できること	実装してもよい機能
	44 特別障害給付金に係る参考情報として判定する、年金種別毎の所得限度額の登録・修正・削除・照会ができること。なお、所得限度額は年度ごとに管理できること	実装してもよい機能
	45 特別障害給付金に係る参考情報として判定する、障害・扶養関係の控除額の登録・修正・削除・照会ができること。なお、障害・扶養関係の控除額は年度ごとに管理できること	実装してもよい機能
	82 年金生活者支援給付金に係る参考情報として判定する、障害・遺族の扶養関係の控除額の登録・修正・削除・照会ができること ※障害者控除額、特別障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額の単価を管理できること	実装してもよい機能
免除	1.免除・納付猶予申請書受理・審査	
	207 免除等の判定をするため、各免除区分ごとの所得基準額の登録・修正・削除・照会ができること。所得基準額は年度ごとに管理できること。	実装すべき機能
	208 免除等の判定にかかる情報として、各控除額の登録・修正・削除・照会ができること。控除額は年度ごとに管理できること。 ※障害者控除額、特別障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額の単価を管理できること	実装すべき機能

現状／改版対応方針

- (現状)
- ✓ 年金生活者支援給付金等に係る参考情報として判定する際の情報はオプション項目として定義 (No.41,82)
 - ✓ 計算用の情報は実装しない機能として定義 (No.17)

【改版に向けた対応】（事務局案）

- ✓ 計算等に係る管理機能は実装しない（制度改正を契機とした各機能の見直しは、標準仕様書の改版により行う）

論点④：事務処理基準に基づく受付処理簿記載項目のシステム化範囲

受付処理簿に記載する項目に対するご意見を踏まえ、標準仕様書上の記載について討議します。

主なご意見（ご要望）	討議事項（論点）
<ul style="list-style-type: none"> 返付年月日は事務処理基準に基づき受付処理簿に記載する必須（実装すべき）項目であるため、必須化する 手作業・紙での作業をシステム化して業務効率化を図ることも標準化の趣旨だと考えており、9月以降は業務効率化の観点からもシステム化するかどうかについて議論していきたい（事務局） 	<ul style="list-style-type: none"> 事務処理基準に則り受付処理簿に記載が求められる項目として、標準仕様書に規定する項目（確認） <ul style="list-style-type: none"> ✓ 事務処理基準に明示的に記載されている内容 ✓ 事務処理基準では「その他」とされている項目で、受付処理簿に記載が求められる内容

受付処理簿に関する記載項目（1.0版時点）

No.	大項目	機能要件	実装区分
95	資格異動	資格取得に係る受付処理簿を作成できること	実装すべき機能
109	資格異動	種別変更（第1号取得）に係る受付処理簿を作成できること	実装すべき機能
118	資格異動	資格喪失（死亡）に係る受付処理簿を作成できること	実装すべき機能
126	資格異動	資格喪失（海外転出）に係る受付処理簿を作成できること	実装すべき機能
143	資格異動	資格喪失（その他）に係る受付処理簿を作成できること	実装すべき機能
157	資格異動	国内転入に係る受付処理簿を作成できること	実装すべき機能
165	資格異動	国内転出に係る受付処理簿を作成できること	実装すべき機能
171	資格異動	氏名・性別・生年月日・住所の変更に係る受付処理簿を作成できること	実装すべき機能
180	資格異動	追加・訂正に係る受付処理簿を作成できること	実装すべき機能
200	免除	免除・納付猶予に係る受付処理簿を作成できること	実装すべき機能
220	免除	学生納付特例申請書受付処理簿を作成できること	実装すべき機能
233	免除	法定免除に係る受付処理簿を作成できること	実装すべき機能
244	免除	産前・産後免除に係る受付処理簿を作成できること	実装すべき機能
254	付加	付加加入に係る受付処理簿を作成できること	実装すべき機能
263	付加	付加辞退に係る受付処理簿を作成できること	実装すべき機能
280	給付	年金請求書等の受理に係る受付処理簿を作成できること	実装すべき機能
293	給付	年金生活者支援給付金認定請求書等の受理に係る受付処理簿を作成できること	実装すべき機能

現状／改版対応方針

（現状）

- ✓ 「受付処理簿」の記載対象となる事務処理は規定しているが、項目名までは定義していない
 - ※「1.4資格喪失（海外転出）」において、「返付年月日」のみオプションとして定義
- ✓ 各自治体ではシステム管理している項目とシステム外（Excel,紙等）での管理項目が混在

【改版に向けた対応】（事務局案）

- ✓ 「受付処理簿」の記載項目は必須項目として定義する（法令上管理が求められる項目）
- ✓ 「返付年月日」に加え、事務処理基準に記載のある項目は標準仕様書に追記する
 - ※具体的な管理項目については次頁参照

論点④：事務処理基準に基づく受付処理簿記載項目のシステム化範囲

(補足) 事務処理基準における「受付処理簿」記載項目

事務処理基準における「受付処理簿」記載項目 (第4条)

第4条 受付処理簿は、届書等の受付順に次に掲げる事項を記入する。
 (1) 受付年月日 (2) 受付番号 (3) 届書等の名称 (4) 氏名 (住民基本台帳に
 通称が記載されており、本人から通称による記載の申出があった場合には通称を含む。)
 (5) 処理経過 (6) 報告年月日 (7) その他必要な事項

事務処理基準における「受付処理簿」記載項目 (第4条以外)

#	項目名	条文																			
		2	6	18	19	20	21	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38
1	返付年月日	●	●				●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●		
2	再受付年月日	●			●																
3	受理年月日		●				●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●		
4	却下通知年月日		●		●																
5	報告(送付)年月日			●																	
6	返戻年月日				●																
7	請求書等の名称					●															
8	結果(裁定/不支給)						●														
9	申出書等の名称							●													
10	申出年月日								●	●	●			●							
11	付加納付被保険者となった年月日											●									
12	付加保険料納付該当/非該当											●	●								
13	付加納付被保険者でなくなった年月日											●									
14	保険料免除始期														●						
15	保険料免除終期														●						
16	保険料免除年月日												●			●					
17	該当/不該当														●	●					
18	保険料免除消滅年月日																				
19	消滅/不該当																●				
20	納付申出始期																●				
21	納付申出終期																●				
22	却下								●										●		
23	免除等の始期																		●		
24	免除等の別(全額/一部/納付猶予)																		●		
25	結果(不該当/取消)																		●		●
26	取消年月日																			●	●

【対応方針】(事務局案)

(1) ~ (6)

- 事務処理基準に記載のある項目名を追記(必須*項目)

(7) その他必要な事項

- 「事務処理基準・第4条以外に記載のある項目」は標準仕様書に追記(必須*項目)
- その他、現状の運用における管理項目の有無を事務局にて整理、次回のワーキングチーム/ベンダー分科会にて討議

整理にあたり、構成員へ
 情報提供を依頼予定

*: 「実装すべき」の意

論点⑤：各種処理条件に関する記載の取り扱い及び要件化範囲

異動報告書の出力対象に関するご意見を踏まえ、出力・処理条件に関する標準仕様書上の記載について討議します。

主なご意見（ご要望）	討議事項（論点）
<ul style="list-style-type: none"> 任意の資格異動履歴等から異動届を帳票出力できるとよいのではないか。過去の年金資格情報に係る帳票を印字する必要があることが想定されるため（職権消除の取消等）。 ※現行、出力したい異動履歴を再度入力し、帳票出力している 	<ul style="list-style-type: none"> 「機能として定める範囲」「設計の範囲で検討する範囲」の切り分け（確認） ✓ 帳票出力条件として「任意の項目で出力対象を設定する」要件を機能要件として定義してよいか ✓ 同様に処理条件を追記すべき機能はないか

異動報告書に関する標準仕様書（1.0版）記載 ※抜粋

No.	大項目	中項目	機能要件	実装区分	備考
105	資格異動	1.1資格取得	異動報告の要否に従い、異動報告書の作成有無を選択できること	実装すべき機能	
106	資格異動	1.1資格取得	行政区別に異動報告書を作成できること	実装してもしなくてもよい機能	・指定都市向け
108	資格異動	1.1資格取得	指定した異動事由で抽出された異動情報、報告を必要としない異動情報、被保険者情報について、一覧で確認できること	実装してもしなくてもよい機能	
115	資格異動	1.2種別変更	… ※以下、「3.2付加辞退」まで同様	同左	同左
…	…	…	…	…	…

現状／改版対応方針

（現状）

- ✓ 異動報告書の作成有無は「異動報告の要否」にて判断する仕様としているが、判断に利用する具体的な項目は定めていない
- ✓ 作成有無の判断基準が「報告の要否」であり、任意項目で出力対象を選択可能か否かが判別しづらい

【改版に向けた対応】（事務局案）

- ✓ 「任意の項目で出力対象を設定して、異動報告書を作成可能とする」要件を明示的に追加する
- ✓ 出力対象を設定する際の項目は定めない

（追加イメージ）

No.	機能要件	実装区分
✓ ※	任意の項目で出力対象を設定し、異動報告書を作成できること	実装すべき機能

※該当する中項目（「1.1 資格取得」～「3.2.付加辞退」の計13か所）に追記

EOF